

第七十八回国 参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第一号

昭和五十一年九月十七日(金曜日)

午前十一時三十八分開会

昭和五十一年九月十七日議長において本委員を左のとおり指名した。

- 青木 一男君 井上 吉夫君 上原 正吉君 金井 元彦君 菅野 儀作君 原文兵衛君 藤井 丙午君 宮田 輝君 森下 泰君 山内 一郎君 阿具根 登君 青木 新次君 粕谷 照美君 鶴園 哲夫君 矢田部 理君 内田 善利君 小平 芳平君 沓脱タケ子君 近藤 忠孝君 三治 重信君

出席者は左のとおり。

- 委員長 阿具根 登君 理事 原文兵衛君 青木 新次君 小平 芳平君

委員 井上 吉夫君

- 金井 元彦君 藤井 丙午君 宮田 輝君 山内 一郎君 粕谷 照美君 内田 善利君 沓脱タケ子君 近藤 忠孝君

本日の会議に付した案件

○特別委員長互選

○理事選任の件

○派遣委員の報告に関する件

〔金井元彦君委員長席に着く〕

○金井元彦君 ただいまから公害対策及び環境保全特別委員会を開会いたします。

本院規則第八十条により、年長のゆえをもちまして、私が委員長の選任につきその議事を主宰いたします。

これより委員長の選任を行います。つきましては、選任の方法はいかがいたしましたか。

○原文兵衛君 委員長の選任は、主宰者の指名に一任することの動議を提出いたします。

○金井元彦君 ただいまの原君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金井元彦君 御異議ないと認めます。

それでは、委員長に阿具根登君を指名いたします。(拍手)

〔阿具根登君委員長席に着く〕

○委員長(阿具根登君) ごあいさつ申し上げます。

委員各位の御推挙によりまして、前国会に引き続きまして委員長の重責を担うことになりました。何とぞ従前同様に皆様方の御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(阿具根登君) それでは、引き続き理事の選任を行います。

本委員会の理事の数は四名でございます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に原文兵衛君、森下泰君、青木新次君、小平芳平君を指名いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を起こして。

○委員長(阿具根登君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

前国会閉会後、当委員会が行いました公害の発生状況とその対策及び環境保全状況の実情調査のための委員派遣については、各班からそれぞれ報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

〔参照〕

第一班派遣報告

- 委員長 阿具根 登 理事 原文 兵衛 委員 近藤 忠孝

第一班は、去る七月七日から九日までの三日間、カドミウム汚染米対策、鉱山における鉱害防止対策、自然公園の管理の現状と対策、北上川の清流化対策、地熱発電所の建設と自然保護等の諸問題につき実情調査を行うため、秋田県、岩手県を視察いたしました。

七月七日は、秋田県庁において県側から、秋田県の公害環境問題につき説明を聴取したのち、鷹巣町今泉地区においてカドミウム汚染米対策のための土壌改良事業を視察いたしました。

七月八日は、同和鉱業株式会社小坂鉱業所を視察、同鉱業所において、会社側、小坂町、及び県当局より鉱山における鉱害防止対策の実情を聴取したのち、十和田八幡平国立公園を視察、現地の国立公園管理事務所より自然公園の管理の実情につき説明を聴取し、ついで旧松尾鉱山において中和処理場等を視察いたしました。

七月九日は、日本重化学工業株式会社松川地熱発電所及び四十四田ダムを視察したのち、岩手県庁において、県側から岩手県の公害環境問題につき説明を聴取いたしました。

以下その概要を報告いたします。まず第一は、秋田県におけるカドミウム汚染米買い上げ等に関する問題であります。

秋田県における汚染米発生の原因は主として鉱山から永年にわたり排出されたカドミウムが土中に蓄積され、米に吸収されたことによるものとみられております。カドミウム汚染米のうち〇・四ppmから一ppmのものについては政府が買い上げておりますが、一ppm以上のものについて

は、食品衛生法第七条により、公衆衛生上の見地から食糧に供しないものとして買い上げを実施しております。このためやむをえず、県がこれを買ひ上げていたのが実情であります。

昭和四十七年度から五十年年度までに買い上げた数量は一万三千九百九十俵、買い上げに要した経費は一億八千九百九十一万円、うち県費負担分は二千七百九十八万円でありました。また、カドミウムの吸収を少なくするために土壌改良資材投入事業として、〇・四ppm以上の玄米が検出された地域を対象に珪カル、榕リン等の土壌改良資材を投入しております。昭和四十六年度から四十九年度までは県単事業として、五十年年度以降一部国庫補助事業として実施しておりますが、実施地区は延八十五町村、百八十五地区、実施面積は二千六百五ヘクタール、事業費は三億四千二百万円となっております。

公害防除土地改良事業につきましては、土壌汚染防止法に基づく指定地域における公害防除特定土地改良事業として、七市町、六地域、十三地区、面積三五八ヘクタールの事業を実施しているほか、公害防除特別土地改良事業で実施されない十ヘクタール未満の県単公害防除土地改良事業をすてに実施している地域は四地域となっております。そのほか調査継続等により対策を検討中のものが七地域となっておりますが、そのうち県南部の平鹿地域のカドミウムによる土壌汚染が大きな問題となっております。秋田県においてはカドミウム汚染米は当初米代川の流域の県北地域に集中して出でておりましたが、昭和四十八年度からは県南部の雄物川流域の平鹿地域において大量の汚染米が発見され、汚染面積はおよそ八百ヘクタールとみられております。平鹿地域における汚染原因者とみられる鉱山はすでに休廃止鉱山となっており、財政的な負担は期待できないのが実情であります。そのため客排土事業を行うとしても財政的に困難である、また平鹿地域は平野部であるためもつてくる客土が見つからない等の説明が県側からあり、あわせて次のような要望が出されてお

りますので政府としては本問題の解決のため万全を期す必要があります。

一、鉱業権者が不存在、又は無資力の鉱山が原因となつて発生した次の事項については国の責任で措置するような制度を確立すること。

(1) 汚染米の買上げ

(2) 休耕補償

(3) 公害防除特別土地改良事業実施の場合の原

因者負担相当額

(4) 休廃止鉱山鉱害防止工事

二、汚染米の認定に必要な調査費用を負担すること。

三、土壌改良資材施用に要する費用は今後とも継続して助成するとともに、さらに充実強化すること。

第二は、自然公園の管理、監視体制の強化の問題であります。今回調査いたしました十和田八幡平国立公園の面積は約八万三千ヘクタール、年間利用人員約二百四十万人となっておりますが、これを管理する現地の国立公園管理事務所の人員はわずかに四名であります。近年利用者の増大にともなつて事務量が増加しているほか、植物、水質等のモニタリング調査の実施等事務量が大幅にふえておりますので、今後とも国立公園管理員の増員をはかる等管理、監視体制の強化をはかる必要

第三は、地熱発電と自然保護との問題であります。今回視察いたしました松川地熱発電所は十和田八幡平国立公園の南隅に位置し、昭和四十一年わが国で最初に運転を開始したものであります。現在六本の蒸気井で地底千メートル千五百メートルの所から毎時二百三十トンの蒸気をとり出しタービンを回しており、その出力は二万二千kwであります。現地の説明によりますと、直接熱水を取り出すのではなく、蒸気を取り出しているのと素等による公害は発生していない、また、小規模の発電所であるため硫化水素の影響はないとのことであります。

地熱資源はわが国に豊富に賦存している有望な国内エネルギー資源であり、その開発可能量は二千万kwといわれておりますが、地熱発電所の適地の多くは自然公園に指定されておりますので、現在計画中のものを含めて今後とも自然景観を害することのないよう十分配慮するとともに、重金属等の有害物質あるいは熱水の地下還元等により公害問題を起さないよう研究体制の強化をはかる等万全を期す必要があります。

最後に、北上川の清流化対策の問題であります。旧松尾鉱山はすでに昭和四十七年四月閉山となつておりますが、同鉱山からは今なおpH約一・六の強酸性の鉱廃水が毎分約二十トンの割合で排出されており、このため北上川支流の赤川及び北上川上流部は酸性化されております。

北上川清流化対策といたしましてはすでに昭和四十七年以降公費約二十三億円が投入されております。昭和五十年年度におきましては、応急対策として旧松尾鉱業所が所有しておりました中和処理施設を建設省が引継ぎ毎分五トンの廃水の中和処理を実施しているほか、中和処理のため粉末炭酸カルシウム等を直接赤川に投入しており、その量は四万五千トン、その経費は約四億一千万円となっております。しかしながら、現在実施している中和処理方式では、中和反応の過程で生成される中沈でん物が下流の四十四田ダムに累積し、このままの状態が続きますと、昭和六十一年には計画堆砂量千六十万立米の百パーセントに達するとみられております。このため政府は中和処理施設を含む新しい鉄バクテリア利用の中和処理施設を、事業費約五十八億円、昭和五十五年を目

標に旧松尾鉱山の第二斜坑排水路付近に建設しようとしております。これが完成いたしますと直接旧松尾鉱山から排出される排水はほぼ処理できるとのことです。また、この新処理施設の維持管理に必要となる費用は、将来にわたり毎年相当多額の費用がかかる、現在のところその維持管理の主体が決まっていないとのことであります。

そのほか、露天掘跡地の覆土及び山腹水路工事、赤川水路保全工事等が実施されておりますが、今後の問題といたしましては、坑内水の主水源である鉱床周辺の地下水を鉱床に触れさせないようしや断する等技術的な鉱害防止技術の確立をはかる必要があります。なお、岩手県からは次の事項の要望が出されました。

一、旧松尾鉱山鉱害防止事業は国の責任において措置し、かつ国が事業主体となり実施された。

二、河川改修事業（伏流水防止工事）の早期完成と現在実施中の河川環境整備事業（暫定中和処理）を継続実施されたい。

三、北上川清流化対策事業の地方負担を軽減されたい。

四、北上川清流化対策全般に係る事業の促進と、関係各省が実施する事業の各省間の調整を推進されたい。

以上報告いたします。

第二班派遣報告

理事 森下 泰

委員 金井 元彦

同 粕谷 照美

同 内田 善利

第二班は去る七月七日から三日間、北海道において公害の発生状況とその対策及び環境保全状況の実情調査を行った。

第一日は札幌市において、道庁で道当局より公害・環境問題について説明を聴取し、次いで北海道熱供給公社を視察した。

第二日は小樽市において二つの水産加工工場を視察の後、千歳市にある恵庭岳滑降コース跡地を視察した。

第三日は苫小牧市において、王子製紙（株）苫小牧工場を視察し、次いで苫小牧東部工業基地開発について市及び道当局より説明を聴取した後、

そのほか、露天掘跡地の覆土及び山腹水路工事、赤川水路保全工事等が実施されておりますが、今後の問題といたしましては、坑内水の主水源である鉱床周辺の地下水を鉱床に触れさせないようしや断する等技術的な鉱害防止技術の確立をはかる必要があります。なお、岩手県からは次の事項の要望が出されました。

開発予定地を視察した。

以下、主要な点について報告する。

〔北海道における環境問題の特徴〕

日本列島の最北端に位置する北海道は国内で最も良く自然性が保存されていることで知られ、公害問題も比較的深刻さは少ない。しかし近年におけるわが国経済の急激な発展に伴って北海道においても、自然への働きかけは機械力をもって大規模に行われるようになり、都市周辺の自然が急速に減退し、自然に恵まれた奥地の森林や原野にも次第に開発の手が伸ばされてきており、このため各種の公害の発生も徐々に進行している。

他方、公害苦情の動向に見られる特徴は、住民の関心の重点が既発公害に対する事後的な対策から環境汚染や自然破壊を未然に防止する事前予防措置へと移ってきていることである。このような動きはこれまでの開発のあり方に反省を迫るものであり、全国共通の傾向でもあるが、特に未だ多くの開発余地を残す北海道においては、このような住民の価値意識の変化にどう対応していくかが大きな課題である。

なおこの項についての詳細は、道当局から提出された「北海道における環境保全対策の概要」及び「環境保全に関する要項事項」を別掲するのでこれを参照されたい。

〔札幌市の地域暖房〕

札幌市の地域暖房は、冬季のビル・住宅暖房による大気汚染の緩和を図るため、一九七二年の札幌冬季オリンピックの開催に合わせて計画された。昭和四十三年十二月、札幌市、北海道北開発公社、北海道並びに民間企業を出資者として株式会社北海道熱供給公社を設立、四十六年十月から都心部で、そして四十九年十一月からは光星再開発区域で熱供給を開始した。

両地区用にそれぞれ熱製造所を設け、硫黄分の殆んどない灯油と石炭を燃料とするポイラプラントで高温水を発生させ、これを地下導管で各建物に送り、そこで熱交換器を通して低温水に変え、暖房や給湯に用いている。供給規模は、都心部は

一・〇五平方キロメートルの区域で現在の加入ビル数は七〇、五十四年までには主要八七ビルを、更に将来は全一三〇ビルを加入させる計画である。一方光星地区は再開発事業完成時にはアパート一五棟、業務施設三四、〇〇〇平方メートルに供給することになる。

地域暖房開始前と開始後の都心部の大気汚染状況を比較すると、四十九年度冬季の硫酸酸化物濃度は対四十五年度比五一％の減少、また降下煤塵量は同じ時期の比較で三五％の減少となっており、この間に一般ボイラの燃料規制が実施されたことを差し引いて考えても、地域暖房による大気浄化効果の著しいことを示している。しかしながら近年における札幌市の異常な発展、膨脹ぶりを見ると、暖房による大気汚染が、都心部では喰い止められるとしても、全的に進行する懸念が強い。このため熱供給の区域を更に拡大していくことが検討されている。

既存のビルの個別暖房を何らの強制力を用いずに地域暖房に切替えさせるためには、熱料金支払額が個別暖房経費よりも下回らなければならぬ。同公社ではこの点をも考慮して営業開始当初に熱料金を一、〇〇〇キロカロリー当り三元と決めた。その後値上げして現在は八円九角と決めているが、同公社は現在八億円の累積赤字をかかえている。これは、需要増加が頭打ちとなり、最終計画販売量の達成が遅れていること、オイルショック後の燃料や建設工事費の値上りに対して料金が原因となっている。この打開のためには今後計画販売量を一日も早く達成するための企業の努力と、十分な長期低利資金の確保が必要である。

地域暖房は大気汚染の防止に役立つだけでなく、居住環境を安んずる費用で快適なものにし、エネルギーの節約をもたらした。また、火事などの災害の発生を除去する効果をもつ。従来わが国では先行投資によって快適で健康的な環境を創造しているという意識は著しく稀薄だったが、この札幌市の地域暖房がその面を果たしている先駆的役割

は極めて大きいと言わなければならない。

〔水産加工排水対策〕

水質関係で北海道特有の問題として水産加工工場における排水の問題がある。この種の排水は高濃度で処理しにくいのに加え、冬季の操業が主となるので寒冷のために微生物分解が円滑に働かないことなどによって水質浄化に困難をきたしている。道内の水産加工工場は主として釧路、網走、稚内などの道東、道北地域に集中的に立地し、この方面の地先海域の汚濁の源となっているが、今回視察した小樽地域は加工場の数も少なく、道東、道北地域に比して問題はさほど深刻ではない。

視察した二つの工場のうち、小樽市新光にあるカネコ食品工業(株)は、主として「佃煮」「珍味」等を製造しており、特に濃密な排水を出す「すり身」は取扱っていない。国、道の資金貸付を受けて設置した凝集生物酸化曝気法による装置は、冬季の凍結を防ぐため地下に埋設され、水温を常に一〇～一五度Cに保ちつつ排水を処理しており、その成績はBODで三五、CODで六〇前後の数値を示し、水質汚濁防止法の一般排水基準(いずれも一六〇)をクリアしている。

一方、同市清水町にある玉屋食品(株)では高濃度排水を出す「すり身」を冬季の十一月から三月にかけて製造している。道の資金を借り入れて設置した電気凝集装置で排水処理を行っているが、成績はCODで三五〇程度を示し、一般排水基準をクリアできない。この解決のためには活性法による処理装置の導入が必要だが、資金面での問題のほか、特に、スペースをとるために同社のような狭い敷地では設置できないという隘路がある。

本年六月、水質汚濁防止法に定める五年間の暫定基準の期限が到来し、より厳しい一般基準に移行したが、その際北海道、青森、岩手の三道県に限っては前述のような特殊事情を考慮して、冷凍水産物、冷凍すり身、生すり身の製造場については更に三年間暫定基準の適用を継続することになった。水産食品やすり身ではこの三道県が生産量の大部分を占めているとはいえず、宮城県、福島県

などでは既に対応を終えていることを考えれば、技術開発、処理の共同化などを強力に推進して五十四年六月までの暫定延長期間内に対応を完了することが必要である。

〔恵庭岳滑降コース跡地の復元〕

一九七二年の札幌冬季オリンピックの際滑降競技が行われた恵庭岳コースの跡地は、現在植林復元が進められている。この滑降コースは支笏洞爺国立公園の特別地域内に存し、面積はコース、附帯施設を併せて四三・四ヘクタールを擁する。

昭和四十三年五月、厚生大臣がオリンピック組織委員会に対して行った自然公園法に基づく「木竹の伐採」許可の際の附帯条件に従い、大会終了後復元事業が始まった。総事業予算二億一、四〇〇万円が計上され、四十七及び四十八年度は組織委員会が事業の実施にあたり、組織委が解散された四十九年度以降は、日本体育協会から委託を受けた北海道が代行している。現在までの復元実績としては、ロープウェイ、スタンド等の施設の撤去、コース跡に土留擁壁、横断排水路などを設置する保全工事、樹木の苗約九万本の植栽は、四十九年度からは補植、根柢、害虫、野鼠の駆除、追肥、下刈りなどの保育・管理的な作業を行っている。この作業は今後約一〇年間に亘って行うことが予定されているが、樹林が完全に復元するには広葉樹で約三〇年、針葉樹で五〇ないし六〇年を要するものと見られている。

このことは、一旦破壊された自然を回復するのは如何に困難であるかを如実に物語っている。この意味で恵庭岳問題は、局地的、小規模ではあるが復元を図った稀な例として貴重であり、長期的視野に立って環境を一つの総合体として把え、未然防止を基調として保全施策を総合的・計画的に推進していくことの必要性を示唆するものである。

〔苫小牧東部大規模工業基地開発計画〕

七月六日、苫小牧東部工業基地(苫東)計画の中核を担う港湾建設の着工命令が運輸大臣より出

され、これを受けて八月七日に港湾建設工事が開始された。これによってわが国最大の工業基地開発が、数年の足踏み状態を脱して遂に実現の緒についたことになる。

この計画の原初の構想が生まれたのは昭和四十三年、そして第三期北海道総合開発計画の主要施策として閣議決定されたのは四十五年で、高度経済成長政策の申し子と言われる。そのマスタープランによれば、苫小牧市、厚真町、早来町にまたがる勇払原野一万二、〇〇〇ヘクタールを開発し、鉄鋼、電力、石油精製、石油化学、アルミなどの基幹産業を配置して、昭和六十年代の工業出荷額、年間三兆三、〇〇〇億円を見込む、巨大な開発計画であった。しかし、環境保全問題に不安を抱く住民の反対やオイル・ショック以後の経済不況などのために、その後計画は停滞し、予定は大幅な遅れをみた。

こうした中で四十八年、地元苫小牧市から出された第一段階（第一段階の計画目標を五十二年におき、鉄鋼誘致を留保し、年間出荷額を四、三〇〇億円とする。）が採り入れられ、以後、この五十二年計画に沿って環境保全と港湾建設関係の事務手続が進められてきた。環境アセスメントはデータ不備が指摘されるなどして再三直しが行われた末、五十年十一月、ようやく「決定版」が北海道から環境庁に提出された。越えて五十一年六月に至り環境庁はこのアセスメントに同意、続いて七月の着工命令、八月の着工という経過を辿った。

今後に残された問題としては、まず、五十三年以降をどうするかが未確定だという点である。出荷額にして約七倍規模の当初のマスタープランを復活させるのか否か、環境保全上の問題を理由に留保した鉄鋼の取扱も白紙のままである。これらの帰趨如何では当然、環境保全対策も大きく変わってこようし、省資源化の観点からする巨大コンビナートの必要性論議にも発展しよう。

次に、この五十二年計画の環境保全対策自体に

全水準を維持するには現在の苫小牧臨海工業地帯（現苫）との重合汚染の問題を考慮しなければならず、そのためには現苫の汚染物質排出量をSO_xで三七％、NO_xで四一％、削減しなければならぬ。このため現苫の一四企業との間に、五十三年までに総額七〇〇億円の防止設備投資を行わせることを内容とする公害防止協定が結ばれたが、削減計画を確実に実施するには、これを担保する体制の確立が必要である。

いずれにしても、道のアセスメントがその冒頭に謳っている「人の健康と生活環境及び動植物の生育環境を守るため厳正な環境上の目標を定め、これを開発のいかなる段階においても維持する」との基本理念がいやしくも損われることのないよう施策を進めるべきである。

（第一班報告）三添付資料（一） 北海道における環境保全対策の概要 昭和五十一年七月 北海道生活環境部

1 公害の防止

(1) 大気汚染
本道における大気汚染は、室蘭等の産業汚染型と冬期暖房等に起因する都市型の汚染にわかれる。汚染地域は、おおむね主要な都市に限られており、また、汚染の程度も、本州の先進地域に比べ、相対的にはそれほど進んでいない。

本道における大気汚染については、二酸化硫黄についてみると、従来、札幌市と室蘭市における汚染が問題となっていたが最近では、旭川市や函館市等地方の中核都市において、汚染がみられるようになってきた。また、近年、窒素酸化物による汚染が問題となつてきている。

このため、道においては、大気汚染防止法等に基づき工場等発生源に対する監視指導の強化を図るとともに、札幌市については、燃料規制や地域暖房を導入し、大気汚染の防止に努めている。

(2) 水質汚濁
本道には、約一、三〇〇の河川（一級、二級河川）大小六〇余（一級以上）の湖沼、更には四面の海域と、豊富な水資源に恵まれている。

これらの公共用水域は、各種の用水として利用度が高いが、特に主要河川のひとつなどが、国際的な資源であるサケ・マス保護の養育河川として重要な役割をはたしている。一方、これらの流域には、道内資源を原料とする紙・パルプ、でん粉、製糖等の工場が多く立地しており、これからの排水による水質汚濁の問題がある。

このため、道においては、利用度の高い六二水域に環境基準を設定するとともに、この基準の維持達成を図るため、四九水域の工場等に対し上乗せ基準を設定し発生源に対する規制指導を強化してきた。

この結果、主要水域の水質は、漸次改善の傾向にあるが都市内河川は、小規模な工場からの排水や都市汚水等により依然として汚濁がみられ、更に、観光開発に伴う湖沼の汚染や、水産加工場等が密集している地先海域の汚濁がみられる。

(3) 騒音、悪臭等

騒音、振動公害は、従来、住工混在に起因する工場、事業場によるものと都市部における建設工事に係るものが大部分を占めていたが、近年、交通車両の増大とその大型化に伴う自動車騒音や空港周辺における航空機騒音が、問題となつてきている。

悪臭については、主要漁業基地における水産加工場やパルプ工場及びでん粉工場等の農

林水産物を加工する工場からの悪臭と都市周辺における養豚、養鶏場、更には化製場からの悪臭が問題となつてきている。

工場及び建設工事に係る騒音については、四四市町村において騒音規制法に基づく規制指導が行われており、悪臭についても、二五市町を、悪臭防止法に基づく規制地域に指定しているほか、全道一円にわたり北海道公害防止条例に基づく規制指導を行っているが、騒音及び悪臭に関する苦情は極めて多く、毎年、公害苦情総件数の半分以上を占めている。

(4) その他の主要な施策
ア 公害防止に係る総合的な計画の策定、実施
公害対策を総合的、計画的に推進するため、苫小牧、室蘭及び札幌地域において、公害対策基本法に基づく公害防止計画を策定し、又は策定中である。また、北海道公害防止条例に基づき一〇地域、二七市町村において公害防止推進計画を作成し、必要な施策の促進を図っている。

イ 公害防止施設整備の促進
中小企業等における公害防止施設の整備を促進するため、必要な資金の貸付等を行っている。

2 自然環境と動植物の保護
(1) 自然公園とその保護、利用
本道には、大雪山など五つの国立公園、網走など三つの国定公園、野幌など一三の道立自然公園があり、その合計面積は約七五万ヘクタールで本道総面積の約一割を占めている。

本道の自然公園は、本州のそれに比べると特別保護地区や特別地域の割合が高く、比較的良好的な自然の状態が保存されているが、近年の観光レクリエーション需要の増大に伴う公園利用の増大や地域開発の進展により、自然公園の自然状態が次第に変化してきてい

る。

(2) 自然環境の保全

自然環境保全法に基づき、全道の植生図を作成するとともに、自然環境保全地域等の指定を進めてきており、また、道としては、この法律と相まって、北海道自然環境等保全条例を制定し、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等や記念保護樹木の指定を行うとともに、無秩序なゴルフ場や別荘地の造成を防止するため、特別な規制措置を講じている。更に、都市及びその周辺の失われた緑の回復と創造に努めるため、環境緑化を総合的、計画的に推進している。

(3) 野生鳥獣の保護

北海道には、北方特有の鳥獣が多く、また、各種の渡り鳥も多く渡来する。これらの野生鳥獣を保護するため、渡り鳥の主要な中継、繁殖地、野生鳥獣の多く生息する森林等に二八一か所、約二五万ヘクタールの鳥獣保護区を設定している。また休猟区を四三か所、約一〇万ヘクタール設定するとともに、狩猟の規制指導を行っている。

(第一班報告添付資料2)

環境保全に関する要望事項

昭和五十一年七月

北海道

環境の保全をはかるため、次の事項について特段の御配慮を賜わりたい。

一 環境科学技術の開発促進等について

地域の開発及び整備に伴う環境上の諸問題に適切に対処するため、国家予算を投入し、環境科学技術の開発を促進するとともに、地方公害研究機関等の拡充強化の措置を講ぜられたい。

二 環境影響評価体制の整備の促進について

大規模な開発事業の実施に伴う環境汚染等の未然防止をはかるため、環境影響評価に関する調査、研究を促進するとともに、地方公共団体が実

施する環境影響評価について、必要な財政上の措置を講ぜられたい。

三 自然公園の整備について

広大な自然公園の風致景観を保護し、その適正な利用をはかるため、現地における管理、監視体制を大幅に強化するとともに、国立公園等施設整備事業に対し、国庫補助率の引上げ等の措置を講ぜられたい。

四 休廃止鉱山の鉱害防止対策の推進について

休廃止鉱山の坑水等による鉱害の防止をはかるため、鉱山行政を専掌している国において鉱害防止対策を強力に推進されたい。

五 下水道整備事業の促進について

すぐれた自然地域における湖沼、河川等の水質の保全をはかるため、下水道の整備が促進できるよう公共下水道予算の大幅な拡充と、補助率及び補助対象率の引上げ等の財政上の措置を強化せられたい。

昭和五十一年九月二十二日印刷

昭和五十一年九月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局